

福岡県公報

平成十九年一月十七日
第二千六百三十号
増刊 ①

目次

規則(第二号)

○福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則

(商工政策課)

規則

福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年一月十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二号

福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則

福岡県計量法施行細則(平成十二年福岡県規則第百三号)の一部を次のように改正する。

別表旅費の項中「朝倉市」を「朝倉市 みやま市」に改め、「山門郡 三池郡」を削る。

附則

この規則は、平成十九年一月二十九日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二丁目
ツ株式会社
式九番一
会社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)